

日本	先進諸国
*基本的に保税制度が継続している ・特に輸出貨物に対する保税管理はわが国固有の制度であり、AEOとしてのベネフィットは保税搬入原則の適用免除にある ・到着前の申告はAEOにのみ可能であるが、全ての輸入申告に認めるべき *現行の通関システムの改善すべき点 ・税関申告は税関独自のシステムを開発し輸出入者、通関業者、船社などとの直接接続を検討すべきであろう	*米国 ・基本的に輸出貨物には保税管理は行わない—全ての貨物はいつでもどこからでも申告ができる ・全ての輸入貨物に到着前の申告が可能 ・ただし、内陸地域での通関の場合は、保税運送が行われる *EU ・輸出通関は地域の税関の管轄下にあるが、保税搬入原則は適用されない—地域の税関で許可を受け輸出港の税関で確認される ・輸入通関は、おおむね、到着地の税関で行われる